

地区景観デザイン計画区域における景観形成指針（地区景観デザイン形成指針）

景観地区	花園ビレッジ I 地区
1. 地区における景観形成の基本方針	スキー場と一体となった、拠点機能を有する地区とする。賑わいづくりを基本として、リゾート地としての新たな風景と価値創出を目指す地区とする。
2. 景観形成指針 (共通の指針)	<p>ア リゾートの魅力を高めるとともに、スキー場への負荷を抑える宿泊施設の規模とすること。</p> <p>イ 高層の建築物を配置する場合は、近景に与える圧迫感を抑えると共に、中景・遠景の風景との調和を保つこと。</p> <p>ウ 施設利用に見合う十分な駐車場を確保するとともに、環境保全の観点から屋外駐車場の配置は控えること。</p> <p>エ 建築物の高さ及び地区景観デザイン計画区域全体の景観づくりについて、独自のルールを設けること。</p> <p>オ 取水及び排水により周辺環境への負荷が生じないようにすること。</p> <p>カ 周辺道路に渋滞等交通上の負荷を与えないよう、交通対策について十分に検討すること。</p> <p>キ 環境への負荷を抑えた、魅力あるリゾート地となるための取り組みを提案すること。</p> <p>ク 来訪者及び滞在者の満足度が向上する景観づくりの取り組みを提案すること。</p> <p>ケ 地域に愛されるリゾート地として、町民等への公共公益に貢献する取り組みを提案すること。</p>
3. 景観形成指針 (地区毎の指針)	<p>ア まち並みづくりに合わせた、多様な高さの建築物群を構成すること。特に基準となる制限高さ（16m／22m）以下の建築物を、必ず配置すること。</p> <p>イ 回遊性の創出を意識したまち並みづくりのため、まち並みに統一感を持たせ、周囲の風景と親和する建築物の外観及び広告物デザインとすること。</p> <p>ウ 密度の高いまち並みとする場合は、ランドスケープデザイン計画を定め、緑を計画的に配置した魅力あるまち並みとすること。</p> <p>エ 一般通行車両や荷さばき車両の動線と歩行者の動線を分離し、ウォークアブルを優先したまち並みとすること。</p>

景観地区	花園ビレッジⅡ地区
1. 地区における景観形成の基本方針	スキー場に隣接した、広大な森林地域を維持する地区とする。自然環境の保全を基調とした良好な滞在環境、くつろぎを感じるリゾート環境の創出を目指す地区とする。
2. 景観形成指針 (共通の指針)	<p>ア リゾートの魅力を高めるとともに、スキー場への負荷を抑える宿泊施設の規模とすること。</p> <p>イ 高層の建築物を配置する場合は、近景に与える圧迫感を抑えると共に、中景・遠景の風景との調和を保つこと。</p> <p>ウ 施設利用に見合う十分な駐車場を確保するとともに、環境保全の観点から屋外駐車場の配置は控えること。</p> <p>エ 建築物の高さ及び地区景観デザイン計画区域全体の景観づくりについて、独自のルールを設けること。</p> <p>オ 取水及び排水により周辺環境への負荷が生じないようにすること。</p> <p>カ 周辺道路に渋滞等交通上の負荷を与えないよう、交通対策について十分に検討すること。</p> <p>キ 環境への負荷を抑えた、魅力あるリゾート地となるための取り組みを提案すること。</p> <p>ク 来訪者及び滞在者の満足度が向上する景観づくりの取り組みを提案すること。</p> <p>ケ 地域に愛されるリゾート地として、町民等への公共公益に貢献する取り組みを提案すること。</p>
3. 景観形成指針 (地区毎の指針)	<p>ア 自然の地形を生かした、多様な高さの建築物を配置すること。ゲレンデや道路等の近くは基準となる制限高さ(13m)以下の建築物を配置する等、景観づくりを踏まえて低層の建築物を配置すること。</p> <p>イ 高層棟は、近隣の森林環境を踏まえ、周囲から突出した印象を与えないよう計画すること。</p> <p>ウ 近隣の森林環境と一体感のある建築物の外観及び広告物デザインとすること。</p> <p>エ 残置森林においては可能な限り既存樹木を残し、森林を造成する場合は、自生種を植樹すること。</p> <p>オ 自然豊かなリゾート空間とするため、一般通行車両や荷さばき車両の区域内道路における交通量の抑制につながる計画とすること。</p>

景観地区	ワイススキー場地区
1. 地区における景観形成の基本方針	スキー場と一体に、集約した拠点機能を形成する地区とする。コンパクトな土地利用により、自然環境と調和した良好なリゾート環境の創出を目指す地区とする。
2. 景観形成指針 (共通の指針)	<p>ア リゾートの魅力を高めるとともに、スキー場への負荷を抑える宿泊施設の規模とすること。</p> <p>イ 高層の建築物を配置する場合は、近景に与える圧迫感を抑えると共に、中景・遠景の風景との調和を保つこと。</p> <p>ウ 施設利用に見合う十分な駐車場を確保するとともに、環境保全の観点から屋外駐車場の配置は控えること。</p> <p>エ 建築物の高さ及び地区景観デザイン計画区域全体の景観づくりについて、独自のルールを設けること。</p> <p>オ 取水及び排水により周辺環境への負荷が生じないようにすること。</p> <p>カ 周辺道路に渋滞等交通上の負荷を与えないよう、交通対策について十分に検討すること。</p> <p>キ 環境への負荷を抑えた、魅力あるリゾート地となるための取り組みを提案すること。</p> <p>ク 来訪者及び滞在者の満足度が向上する景観づくりの取り組みを提案すること。</p> <p>ケ 地域に愛されるリゾート地として、町民等への公共公益に貢献する取り組みを提案すること。</p>
3. 景観形成指針 (地区毎の指針)	<p>ア 自然の地形を生かした、多様な高さの建築物を配置すること。ゲレンデや道路等の近くは基準となる制限高さ(13m)以下の建築物を配置する等、景観づくりを踏まえて低層の建築物を配置すること。</p> <p>イ 高層棟は、近隣の森林環境を踏まえ、周囲から突出した印象を与えないよう計画すること。</p> <p>ウ 近隣の森林環境と一体感のある建築物の外観及び広告物デザインとすること。</p> <p>エ 残置森林においては可能な限り既存樹木を残し、森林を造成する場合は、自生種を植樹すること。</p> <p>オ 一般通行車両や荷さばき車両の動線と歩行者の動線を分離し、ウォーカブルを優先したまち並みとすること。</p>